

支え合い型ヘルプサービスって？

京都市が定める研修を修了した従事者等が、自宅を訪問し、**掃除、洗濯、買い物、調理**などの生活の支援をする訪問型サービスです。

※注意！

以下のようなサービスを受けることはできません。

- (例)
- ・お風呂やトイレの介助などの身体介護
 - ・利用者の家族のための家事や来客の対応などの直接利用者の援助に該当しないサービス
 - ・草むしり、ペットの世話、大掃除、窓のガラス磨き、正月の準備などの日常生活の援助の範囲を超えるサービス

対象者 ▶ **事業対象者**又は要支援1・2の方

／ 手続きが簡単です！ ／

事業対象者とは、地域包括支援センター又は区役所・支所窓口で実施する「基本チェックリスト」によって基準に該当し、届出をされた方です(65歳以上のみ)。

利用料 (※令和元年10月1日現在)	支え合い型ヘルプサービス (訪問型サービス) 単独で 利用する場合の利用料	複数の訪問型サービスと 組み合わせる場合の 利用料
週1回程度	883円(月単位の定額)	202円(1回あたり)
週2回程度	1,765円(月単位の定額)	205円(1回あたり)
週2回程度を超える場合	2,800円(月単位の定額)	215円(1回あたり)

相談窓口 各地域包括支援センター 又は
区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当

★事例★市内に住むAさん（85歳）

かがみこみ動作が難しくなり，家事がしにくくなったAさんが，地域包括支援センター（以下：包括）に相談しました。包括が，Aさんの生活状況，住環境等を確認し，対応方法を検討しました。その後，Aさんと相談のうえ，サービス利用を提案しました。Aさんが了承後，包括と支え合い型ヘルプサービス事業所が調整し，利用につながりました。



利用者の声

- ・トイレ掃除や，腰痛でかがみにくいため難しくなったお風呂掃除をしてくださり，助かります。
- ・カボチャなど，固い物が切りにくいため，切ってもらいます。おかげで，大好きな料理も継続することができて嬉しいです。

担い手の声

- ・人の役に立ちたいと思い，担い手養成研修を受講しました。（※担い手になるには，研修受講が必須。）研修で習ったことも役にたち，活動は，自分自身の生きがいにもなっています。

